

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号

および会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 5 月 31 日

株式会社椿本チエイン

株式会社椿本カスタムチエン

2023年5月31日

株式交換に係る事後開示書類

大阪市北区中之島三丁目3番3号

株式会社椿本チエイン

代表取締役社長 木村 隆利



大阪市大東市御領二丁目3番1号

株式会社椿本カスタムチエン

代表取締役社長 松川 誠



株式会社椿本チエイン（以下「椿本チエイン」といいます。）と株式会社椿本カスタムチエン（以下「椿本カスタムチエン」といいます。）は、2023年5月31日を株式交換の効力発生日として、椿本チエインを株式交換完全親会社、椿本カスタムチエンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号および会社法施行規則第190条により書面に記載し開示すべき事項は、以下の通りです。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2023年5月31日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

椿本カスタムチエンは、会社法第785条第3項の規定により、2023年4月28日付で椿本カスタムチエンの株主に対し、株式交換する旨ならびに株式交換完全親会社となる椿本チエインの商号および住所を通知いたしましたが、同法第784条の2の規定による本株式交換の差止請求および同法第785条第1項の規定による株式の買取請求をした椿本カスタムチエンの株主はありませんでした。

なお、同法第787条および第789条の規定による手続については、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

椿本チェーンは、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項第 1 号の規定により、2023 年 5 月 9 日付で椿本チェーンの株主に対し、株式交換する旨ならびに株式交換完全子会社である椿本カスタムチェンの商号および住所を電子公告いたしました。椿本チェーンは、同法第 796 条第 2 項の規定により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を実施したため、同法第 796 条の 2 の規定による請求及び同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求について、該当事項はありません。

なお、同法第 799 条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により椿本チェーンに移転した椿本カスタムチェンの株式の数は、椿本カスタムチェンの発行済株式総数 250,000 株から椿本チェーンが保有する 249,000 株を除いた 1,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 椿本チェーンは、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易株式交換の手続きにより、株式交換契約について同法第 795 条第 1 項の規定による株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を実施いたしました。

なお、同法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した椿本チェーンの株主はありませんでした。

- (2) 椿本カスタムチェンは、会社法第 784 条第 1 項に基づく略式株式交換の手続きにより、株式交換契約について同法第 783 条第 1 項の規定による株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を実施いたしました。

- (3) 椿本チェーンは、本株式交換に際して、本株式交換により椿本チェーンが椿本カスタムチェン発行済株式（椿本チェーンが保有する椿本カスタムチェン株式を除きます。）の全部を取得する直前の椿本カスタムチェン株主名簿に記載または記録された株主（椿本チェーンは除きます。）に対し、その保有する椿本カスタムチェンの普通株式 1 株に対して椿本チェーンの普通株式 7.12 株を割当て交付いたしました。椿本チェーンが交付した普通株式の合計は 7,120 株です。

- (4) 椿本チェーンの資本金および準備金の額について、本株式交換に伴う変動はありません。

以 上